

序章 計画の基本事項

序章 計画の基本事項

1. 計画の背景と目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要とされています。

このため我が国では、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

これを踏まえて本町では、市街地において効率的で効果的に土地利用を行い、町民が快適な都市生活を実現できるよう、医療・福祉・商業・防災・住居機能等が市街地を中心に集約的に立地するよう誘導を図り、さらに町民などが自家用車に過度に頼ることなく公共交通などによって、市街地や市街地に集積する各種の都市機能や施設などにアクセスできる集約と連携の都市づくりを目指し、立地適正化計画の作成を行うこととしました。

2. 計画の対象区域

立地適正化計画は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本であるため、行政区域と都市計画区域が同一である本町は、茨城町全域を計画対象区域とします。

なお、住民の日常生活などの地域活動や、行政の集計単位などの地域的なまとまりを勘案し、本計画の中では、必要に応じて以下の5地域に分類して整理しています。

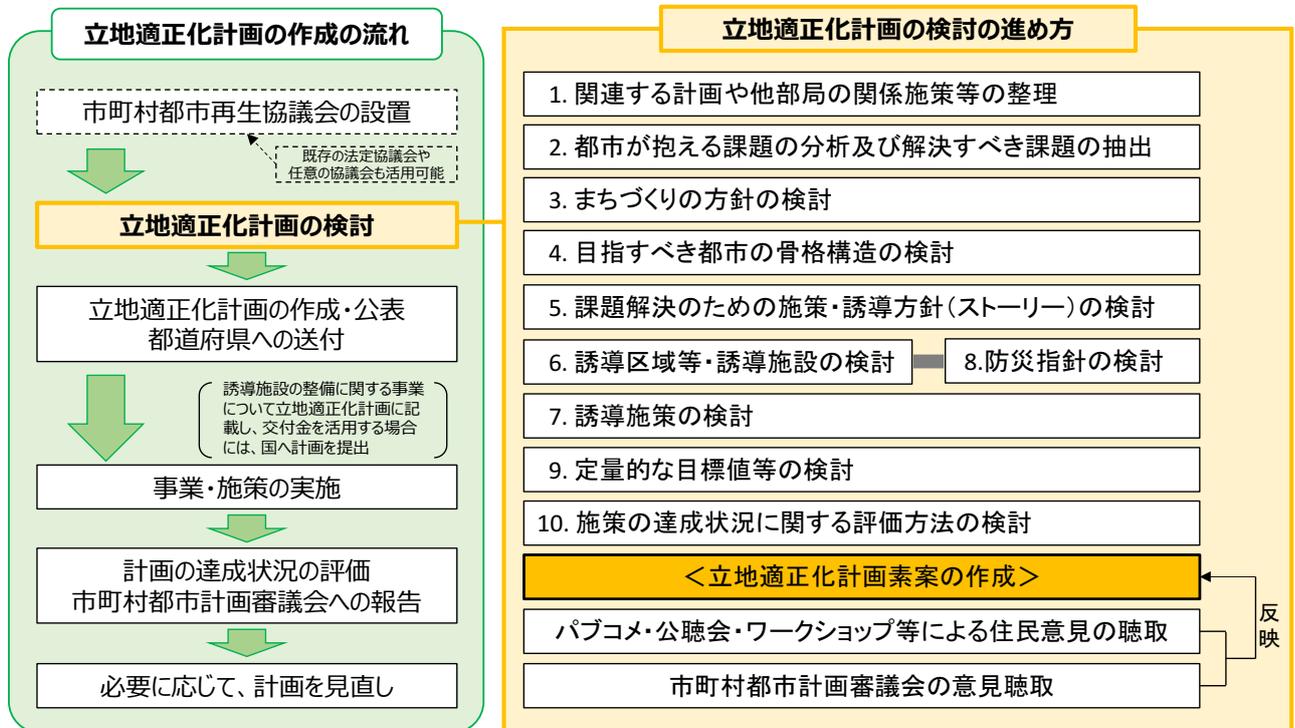


3. 計画の内容と位置づけ

(1) 計画の内容と流れ

立地適正化計画は、国土交通省が定める『立地適正化計画作成の手引き（令和3年10月改訂）』において、下図のような進め方を想定しています。

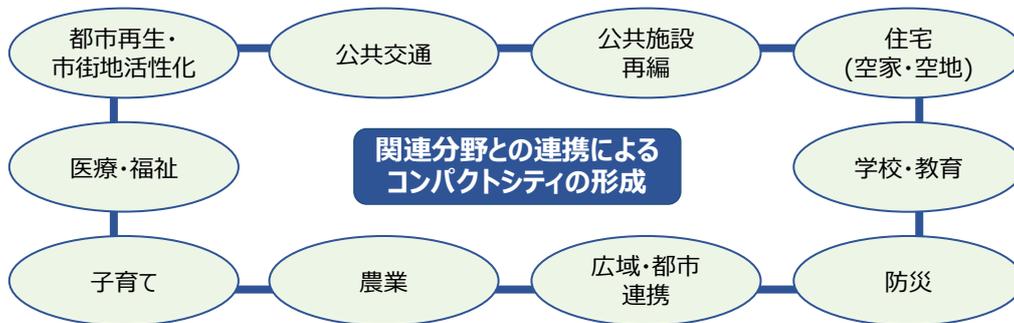
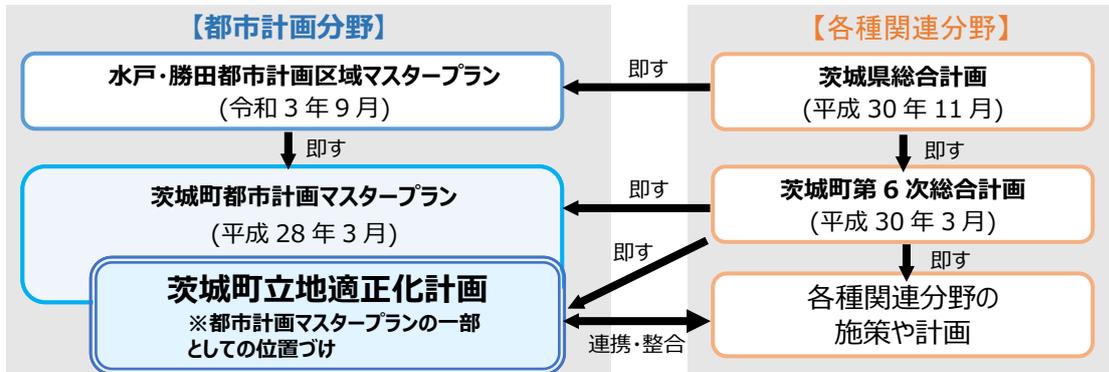
本計画は、この内容を基にして、3年間の調査・策定期間で取組みました。



(2) 計画の位置づけ

本計画は、都市計画マスタープランの一部をなすものとされており、都市計画分野の上位計画である「水戸・勝田都市計画区域マスタープラン」や「茨城町都市計画マスタープラン」と密接に関わるものです。

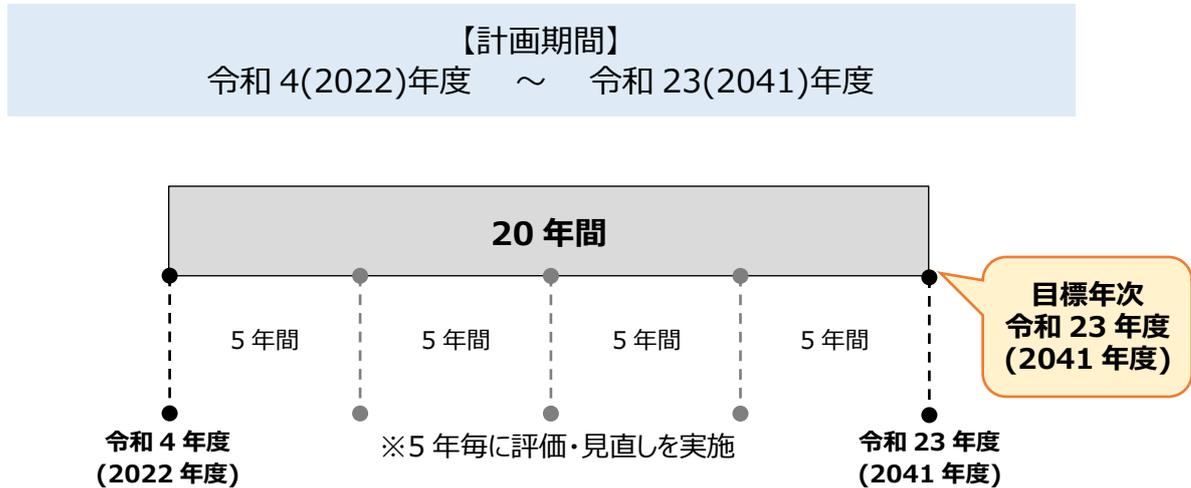
また、都市計画分野のみならず、コンパクトシティの形成に向けて多様な関連分野があることから、広範なまちづくりを網羅した「茨城県総合計画」や「茨城町第6次総合計画」との整合を図るとともに、これらにも十分に配慮した計画づくりを行います。



4. 計画の目標年次

本計画は、「茨城町都市計画マスタープラン」の一部をなすもので、一般的に都市計画は20年後の都市の姿を展望しつつ事業や施策などを立案するものとされているため、計画策定から20年後となる令和23年(2041年)を目標年次とします。

なお、社会経済情勢や地域情勢の変化や本計画に定める各種誘導施策の実施効果などを踏まえ、5年毎の定期見直しを基本として、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとします。



5. 策定体制

本計画は、町民などの意見を踏まえながら策定することが重要であるとともに、計画には多様な分野が関連することから、広範な視点から検討するために、以下の体制によって検討を行いました。

茨城町立地適正化計画 策定委員会

【主な役割】

- ・策定の主体となって、庁内意見の調整や原案の検討を行い、計画の決定を行う

【委員構成】

- ・学識経験者、各種団体（町議会、商工、農業、公共交通、子育て・住宅、経済産業、医療・福祉）、関係行政機関

茨城町立地適正化計画 幹事会

【主な役割】

- ・担当分野や全庁的視点からの意見を提示し、計画を策定する

【委員構成】

- ・庁内関係部署職員（町長公室長、総務部長、保健福祉部長、生活経済部長、都市建設部長、教育部長、消防長）

